

【場の確保】 既存民設放課後児童クラブの学校内移転（埼玉県さいたま市）

概要・ポイント

- ▶ 既存民設放課後児童クラブを学校内に移転することによって、施設老朽化や、狭隘で定員増が図れなかったことを解消。
- ▶ 学校内に移転することにより、こどもにとっては安全性が確保され、育成支援の環境の向上へと繋がった。

具体的な取組内容

1 取組前の課題

- ・民間事業者が確保し運営している賃貸等の物件では、施設の老朽化が進んでいることや、定員増を図ることが困難だった。
- ・学校近隣地で移転に適切な物件の確保が難しい状況であった。

2 内容

- ✓ 移転が必要あるいは希望する民設放課後児童クラブを小学校内に移転。
- ✓ 移転支援の他にも、既存クラブの定員が超過し、新たにクラブを設置する必要がある場合には、分割してクラブを設置（新設）する際の支援を実施。

調整体制	・平成30年3月に学校施設を活用した放課後児童クラブ施設の整備に関する協定書を市長と教育長間で締結したことにより、教育委員会や学校との調整を図っている。
調整方法	・担当課が、移転を要する又は希望するクラブの情報を集約し、教育委員会・学校と調整を図る。
移転対象	・現在運営している民設民営のクラブで、利用児童が通う小学校内にある転用可能な余裕教室等がある場合。
運営	・移転後も同一の事業者を基本とすることで、支援の継続性が確保でき、育成支援の向上へと繋がる。

3 取組の成果

- ✓ 令和5年度に3校にて2クラブを新設、2クラブが移転した。
- ✓ 令和7年度には2クラブの新設または移転を予定しており、引き続き、推進する。
- ✓ 定員の拡大、老朽化・耐震化対策に合わせて、こどもの安全確保のほか、育成支援の環境向上ができた。
- ✓ 民間物件を利用しているクラブでは、家賃補助超過分や契約更新料など放課後児童クラブの利用料以外の保護者負担が増加する場合があるため、学校施設の活用により保護者負担の軽減を図ることに繋がった。